

## 「放射性廃棄物小委員会 報告書 中間とりまとめ（案）～最終処分事業を推進するための取組の強化策について～」への意見

1. 「5. 国が前面に立った取組」における「国が文献調査の実施の申入れを行うことも可能に」(P.11) することについて

### 1) 国による申し入れの法的根拠をしめすべきだ

理由

高レベル放射性廃棄物処分地選定は文献調査を行わねばならず、それは実施主体NUMOの業務であると特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第56条に定められている。

したがって、実施主体ではない国が申し入れるためには法的根拠が必要である。ところが国が申し入れる根拠は、関心を持っている首長や議会の負担を軽減したいとか、国会でも国が前面に立つべきだと指摘されたことを受けて「国の最終処分事業に関する説明責任を明確にすべきである」など繰り返し述べているにすぎず、法的根拠を示すことができない。手続きの透明性や地域の自主性や意向を尊重するとしてNUMOが行っている公募を国が認めながら、NUMOの事業を認可する立場の国があえて申し入れるのであれば法的根拠を明らかにすべきだ。

### 2) 国による申し入れは違法である

国による文献調査の申し入れは、経済産業省設置法に違反し、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(2000年9月29日閣議決定)に逸脱する。

経済産業省は2007年10月5日の辻元清美衆議院議員への答弁書で、国が文献調査の実施を申し入れる根拠として、「経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第4条第一項55号に定めている『エネルギーに関する原子力政策に関すること』という事務所掌の一环として行うことは可能であると考えている」と答弁している。

しかし経済産業省設置法は第1条で「経済産業省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」云々とある。所掌事務の範囲は第4条で「経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる」と明記されている。

経済産業省組織規則第二百六十条 2項 3号放射性廃棄物等対策室の行う事務として「原子力に係る廃棄の事業の発達、改善及び調整に関すること」とある。

経済産業省設置法、経済産業省組織規則は全て、国の任務としての政策立案や所掌事務の範囲を明示している。

さらに、閣議決定「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(2000年9月26日)の第2で「国は特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、云々」と「政策」を担当する国の立場を明記している。

同閣議決定 第4で、「国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を担う立場から、その政策的位置づけを明確にしつつ、機構に対して法律と行政による監督と規制を行うものとする」と、経済産業省設置法に基づく事務の範囲や国の立場を国のより明確に規定

している。例えば国は「最終処分に関する政策」を行う立場であり、NUMOに対しては「法律と行政による監督と規制を行う」立場であることを明記している。「法律と行政による監督と規制を行う」立場の国が申し入れることは、閣議決定に逸脱する。

また、経済産業省設置法に基づいて、国が「事務をつかさどる」こととして原子力発電所立地やプルサーマルの申し入れを行ったことはない。全て原子力発電事業者が申し入れられている。国の行う事務に該当しないため、申し入れることができないのである。同様に高レベル放射性廃棄物処分地選定のための文献調査も国の「事務をつかさどる」範疇になく申し入れることは経済産業省設置法に違反する。当然、閣議決定に示した国の立場に反する。

### 3) 国が公募を認めたことと矛盾する

「手続きの透明性、地域の自主性や意向を尊重する観点から、文献調査に関する手続きとしては、現行の公募を基本とすることが適当と考えられる。」と評価しながら、実施主体ではない国が申し入れることは、「手続きの透明性」を重視する高レベル放射性廃棄物処分事業の手続きを著しく不透明なものにする。そもそも国がNUMOの公募を事業として認めたことに矛盾する。

2. 「1. はじめに」において、P.1「原子力発電や核燃料サイクルなど原子力の推進は、資源の乏しい我が国のエネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を同時に実現する上で、要となるものである。」について

#### 意見 原子力の終わりのごみの量を明確にすることが先決である

国民成人の一人ひとりが原子力発電を可否や、再処理の可否を問われたことはない。原子力政策大綱策定時に再処理の危険性と経済性のなさを意見として提出しても、同様の意見がどれだけ多く出されても、御意見を聴く会で批判しても、国は決して政策を転換しない。新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所の被災は、幸い大量の放射性物資放出に至らず、多くの犠牲者を出さなかったのは、不幸中の幸いだった。地震国日本での原子力発電は順次廃止すべきである。

その上で、決まった量の高レベル放射性廃棄物の管理を地震と地下水の国でいかに管理するかについて改めて考え直すべきだ。高レベル放射性廃棄物ガラス固化体は冷却期間が長ければ長いほど、仮に地下に処分するとしても処分場の面積も少なく、扱い易く、経費も少なくなる。

また原子力が温暖化防止に役立つという政府の宣伝を、多くのデータが否定している。

エネルギーの確保は必要だが、省エネルギーの徹底と、原子力に頼らないエネルギーでまかなうための方策こそ、取り組むべきことだ。日本は風も、波も、食物以外のバイオマス資源も豊富である。原子力に偏った税金を使い、再生可能エネルギーの成長を阻害している。

また、原子力の立地地域には多額の交付金が交付され、交付金や原子力事業の金で身動きがとれないように縛り付けている。交付金や事業者からの寄付金などを受けても、人口

減に歯止めがかからず、新たな産業が育たない。原子力施設の立地が自立した地域経済や地域の発展を損なっている。

原子力の終わりのごみの量を明確にすることが先決である。

### 3.7 「国民理解に資する研究開発及び国際的連携の推進に」の「最終処分事業は安全である」について

#### 1) 安全な事業なら交付金は不要である

長期わたる事業であっても安全であるなら、学校や鉄道をつくることと同じである。学校や鉄道をつくるために多額の交付金や「地域共生」のための事業は無い。真に安全であるなら交付金などなしで、その必要性を説明し必要性和安全性を理解し納得した地域で調査をさせてもらうべきだ。処分事業終了後、国民がその地域に感謝として何らかの意思を示すことがあるとしても、P.14の交付金制度の表に象徴されるような交付金が先にあって、応募を促すことは、交付金でつる、または札束で頼をはると批判されて当然であり、応募しようとする地域に失礼である。

#### 2) 高レベル放射性廃棄物処分事業の安全は確立していない

原子力機構の2000年レポートによって高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性が得られたとして、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律がつくられ、NUMOが設立され、高レベル放射性廃棄物処分地調査の場所を公募している。しかし2000年レポートによって安全性が立証された、「最終処分事業は安全である」と説明するのは早計である。2000年レポートを作成した原子力機構は岐阜県瑞浪市で高レベル放射性廃棄物最終処分研究施設に着手しているが、建設着工時の建設計画からは大幅に遅滞している。調査を長年継続した地域内での用地移転であったが、設計時の想定を越える大量の湧水で早急な対応を迫られた。ところが立坑に対する湧水抑制方法のグラウト技術が未確立であった。そのため、急遽湧水抑制対策検討委員会を設置し、現在検討および実験中である。湧水をもたらす亀裂は地下深部にも何ヶ所か予想されている。つまり処分するための最初の入り口である、立坑建設技術すら未確立である。地下に何百<sup>キ</sup>もの坑道を建設し、ガラス固化体を定置していく遠隔操作の技術も未確立である。こうした状況を見無視して、「最終処分事業は安全である」ということ自体が不信感を生むことを国は理解すべきだ。

#### 3) 研究機関の信頼性の問題

原子力機構は岐阜県瑞浪市で高レベル放射性廃棄物最終処分研究施設に着手し、そのデータはNUMOの処分事業と安全規制に用いられるとされている。しかしそのデータが信頼できるものか疑問を抱く。

地下施設建設に先駆けて、地域内の井戸10本を対象に水位の観測を行っている。当初9.98m対応の水位測定センサーを設置した。1本の井戸は測定約1ヶ月後に水位が9.

9.8 mを示し、それ以降14ヶ月半ほぼ同じ水位を示していた。その後センサーを27.0 m対応のものに替えたが数日で水位は27.0 mを示した。約16ヶ月後にセンサーを66.0 mまで測定できるものに替えて、やっと最低水位が記録されるようになった。測定開始から約30ヶ月間水位がまともに測定されなかったのである。初期のデータは失われ、取り戻すことはできない。測定値は電子的に送信し記録されていると説明を受けた。

何のための測定であり、何のための研究機関であるのか疑問を感じて当然であろう。国は最終処分事業は安全であるという前に、研究機関のデータの信頼性を確認すべきである。

#### 4.3の(1)「国民全般や行政関係者等への情報提供」における「国は都道府県単位での説明会」に取り組むべきについて

国による岐阜県内の自治体への申し入れおよび説明会はしてはならない

1998年9月18日の旧科学技術庁長官が岐阜県知事に提出した「動力炉・核燃料開発事業団東濃地科学センターが推進する地層科学研究について(回答)」(通称「確約書」)は岐阜県知事は破棄していない。また、岐阜県知事は常々県内に高レベル放射性廃棄物処分場を認めないと言明している。さらに知事は資源エネルギー長官に直接、高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れないことを表明している。従って、岐阜県内の自治体には国が申し入れる余地は無い。処分場を受け入れないと言明している岐阜県内で説明会を行うことは、当時の科学技術庁長官が責任を持って回答した文書を反故にすることである。岐阜県内の処分事業説明会や、岐阜県に対するパンフレットやビデオ等の情報提供もすべきではない。

#### 5. 国の担当者の不適切な説明は、不信感を増す

事実関係をありのままに説明すべきだ

(案)に直結したことはないが、2007年10月11日、岐阜県瑞浪市で原子力機構に係る会議があった。会議に出席した国の担当者が、高レベル放射性廃棄物最終処分についての強化策を説明し際、「放射性廃棄物小委員会で報告書の間とりまとめを行った」と説明した。しかし説明した時点では意見募集中で、あくまで(案)であるとの説明はなかった。意見募集中であるという発言がされるものと思って、耳を傾けて聴いていたが、案であることや意見募集中であることには触れなかった。事情を知らない参加者は説明されたことが、そのまま政策になるものと判断したはずだ。

しかし、意見募集の締め切りは2007年10月14日である。国の担当者の認識としては、意見募集は形だけであり、それがそのまま中間報告になると認識しているのだ。このような姿勢がどれだけ原子力政策の不信感を招くか、認識すべきだ。